

「患者様」の呼称と、福祉専門職

今、在宅老人の虐待（ある統計では、1 / 3 が虐待を受けている）問題で、ある関係機関からその支援策を相談されています。その作業の中で、厚生労働省の「身体拘束ゼロの手引き」（注：この語彙で検索すると閲覧可能）等を目にする機会がありました。「何で今頃？」と思い、この方面に詳しいメル友等と意見交換する中で、要は老人関係施設の職員の意識改革を促すものであることが見えてきました。

そこで、常々気になっていた病院内のサ - ビス意識改善の一つといわれる「患者様」の呼称は、病院内の福祉専門職の意識を問われかねないので、メル友に問うたところ、以下の意見・情報が寄せられました。

1：「患者」は疾病を持ち、その治療のために病院に入院している人たちを示す用語と理解しています。重症児病棟や筋ジス病棟にいる人たちは、この理解に該当するとは考えていません。疾病治療のための入院ではないと考えています。

単なる呼称ではなく、そこに自らのアイデンティティを示す必要があると思います。児童福祉法にその根拠をおく児童指導員や保育士は、治療ではなく、福祉サービスを提供する専門職であるという意識を明確に持つ必要
あると思います。

：今年の3月9日付朝日新聞声の欄に札幌市の医師の「患者様には違和感がある」という投書がありました。

それによると、「日ごろの割り切れない気持ちが一挙に氷解した。……金田一春彦著『日本語を反省してみませんか』にもともと悪い印象を持つ「患者」という語に「様」をつけても敬うことにはならない、と書かれていた。……病院は言葉ではなく中身の向上こそ、力を注ぐべきではないだろうか。」とあります。

：私の施設においては、利用者も職員も、みんな同じように「スタッフ」と位置づけ、呼称するように話し合っています。利用者と職員が、共に施設のあり方を探り、共に運営に参加して欲しいからです。

：私（阿部）の意見は、病院内で他職種がどう呼ぼうと、専門職としての自己判断と自己責任において「我々は、こうした考え（職業理念）で患者様とは呼ばない」と発信するところにも専門性があるように思います。また、呼称の問題は、呼称される方々がどう受けとめるかを第一義的に考慮することはいうまでもありません。